

日本臨床的教師研修学会会則

(東京電機大学理工学部 小島勇・起案)

1. (名称および事務局)

第1条 この会は、日本臨床的教師研修学会(以下、本会(あるいは臨教研))と称する。

第2条 本会の事務局は、セレンティ臨床教育研究所気付けとする。

* <付記条項>

本会は、2011年3月24日25日上海市師質培训中心実験基地および同附属中学校で実施された現職教員対象「<分かちあい>方式による授業研究」の講演と研修指導の成功と、中国側関係者また諸先生各位の大きな歓迎と感謝と本研修の強い継続希望を受け、今後続く日中の教育関係者と現職教師(また教職志望学生)への教師研修(教員育成)また授業研究のさらなる互恵的研修の交流と発展を記念に創立とするものである。

また上記研修の準備中、3月11日に発生した「東日本大震災」の未曾有の被害と諸課題あふれる学校教育現場で、子ども達と学校教育再生のため真摯にとり組む被災教員また関係者各位への連帯の動機からと、現在と今後の我が国の学校教育現場における<教師が直面する様々な教育臨床課題の克服と教師発達支援のための研修>である『臨床的教師研修』の立場からである。

2. (目的と方法)

第3条 本会は、『臨床的教師研修』の<わかちあい>方式による実践・研究・研修を通じて、会員が専門的資質向上を目ざし、会員が互恵的学びと相互交流を尊重した研修の機会と出会いを大切に、また教職生活の身体や精神的メンタルケアにも寄与し、教師の臨床の場面における成長発達を支援していく学会である。方法としては、日常的な会員相互の自発的研修の尊重と、進化する情報サービス等を柔軟に活用し実践する。

①『臨床的教師研修』の<分かちあい(wakachiai)>は、本会の基盤研修(学習)法であり、これにより教師が直面している教育現場の実践課題(また臨床教育課題)を協働研修により改善また解決していくことを目標とする。(<分かちあい>方法は、別途規定とする。学会 HP 参照。)

* <注><分かちあい>は、『臨床教師研修』(小島勇, 2004: 北大路書房)に記したように現職教員たちとの研修研鑽から開発、実践により実証してきたものである。また、「<分かちあい>方式の授業研究と研究協議」の完成は、東京電機大学理工学部の多くの学生諸君らとの実践研究の継続(2001年、小島就任以来)が基盤となっているものである。

②教師の成長発達を支援する『臨床的教師研修』により、現職教員は「教育専門家としての資質能力」を高め、また教職志望学生(教育実習対象者含)の実践的指導力を育成する研修また実践研究にとりくむ。とりわけ教師成長の基盤である授業研究を重視する(下記 3. (具体的活動)参照)。

③教師による専門性の育成と成長発達は、現在の教師がおかれた厳しい現実(教育の諸課題と労働環境)と多忙きわまりない教職活動の中では困難な課題であることを直視し、課題に直面した教師による互恵的研修関係の構築を大切にする。実際に教師が直面する課題は、どれも個性的で普遍的な複雑な問題にあることから、当該教師の『臨床的教師研修』による課題克服のとりくみとプロセスを事例研究として重視する。

3. (具体的活動)

第4条 本会は、教育で一番重要なことは、子どもの教育課題、時代の教育課題に勇気と情熱を持って取り組める「優れた教員を育てること」ことを共通目標とし、教師発達に応じた臨床的研修の実施と支援にあたるものとする。

①(授業研究の重視) 教師発達の日常の基盤である<授業研究および研修>を一番の重要課題と認め、現職教員またとりわけ現職若手教員また教職志望学生らの模擬授業(研究授業含)や実践研究を重視していくものである。また、かれらの実践力育成を支援できる本学会認定の「授業アドバイザー」また「教師教育コンサルタント」を設ける。(先輩教師・退職者教師・教員養成関係専門家などがあたる。)

- ・【授業アドバイザー】 優れた授業実践をもつ者(現職教員、元教師、研究者含)を推薦。
- ・【教師教育コンサルタント】 優れた教育実践をもつ者(現職教員、元教師、研究者含)を推薦。
「学級指導(経営)」「生徒理解・指導」など、教師として直面する実践課題から専門的成長を促す支援指導にあたる。

また、教師発達に係わる「学年運営指導」「進路指導」「教育課程」「学校運営」など、それぞれの専門領域の課題への支援指導にあたる。

②(実践課題への研修重視) 教師が直面する課題を<教師の成長を促す実践課題>と扱い、その「優れた授業指導」「上手な生徒理解対応指導」「優れた学級指導」「部(サークル)活動指導」など、それを焦点化した研究会また研修会を実施し、会員相互の教育実践力と研究発表力の育成を図るものとする。

③(学会員の役割) 学会員(とりわけ現職教員)は<教師の成長発達>を実現するため2年間に、一回以上の「<分ちあひ>方式による授業研究」の取り組みを実践課題とする。または地域等において3名以上の授業研究会(研修会)を開催、または定例の授業研究(研修)にとりくむこととする。

*認定授業の場合は、授業アドバイザーが参加とする。

第5条 本会活動(大会および研修会)における実践発表を「実践研究発表」として扱う。また、後、学会様式(アドバイザー審査コメント含)の手順に従い、本学会「<実践研究論文>また<研究ノート>」として採択しHP掲載とする。また同様、各研修における実践発表も、その教育実践文脈の個性と固有性また普遍的意義を相互承認得られる方法により採択可とし、「実践研究」データベース化しHP掲載、閲覧可能とする。

【学会認定・実践研究論文(授業研究論文)>規定】

①<授業アドバイザー>の審査を通じ「学会認定授業」を設ける。

学会認定 [A 枠] 授業・・・研修大会での<研究授業>

〃 [B 枠] 授業・・・会員による研修会での<研究授業>

.....

〃 [G 枠] 授業・・・学生による授業研修会での<研究授業>

②「学会 [A 枠] 認定授業」「〃研究論文」の認定資格を得た授業者は、[1.<研究授業資料(・・・指導案、授業指導の台詞、発表パワーポイント、教材)>の他、2.<研究協議概要>3.

<研修参加者コメント>、4.<授業アドバイザー審査評価>、5.<授業者による研究まとめ>]を①<授業アドバイザー>に提出し、6.<授業アドバイザー審査・評価>により学会HP(または学会研究誌)論文掲載とする。

- ③ [B枠] [G枠] 授業認定は、参加者による<分かちあい研究協議>および<授業アドバイザー審査>により、学会認定 [B枠] [G枠] 授業とすることができる。

第6条 本会の規約や運営また各種規定は、会員相互の<分かちあい>協議により、常に現状に照らし合わせ、柔軟に改善改変をしていくことができるものとする。

4. (大会および研修会)

第7条 学会は、年1回の研究/研修大会を実施する。

第8条 本会は、教育の取り組みとは、子どもたちや若者たちの現在また将来への夢や希望と期待に対する願いであり、それは各国の事情や教育事情また学校施設、教科、年齢、言葉などを越えて世界中の教師たちの共通の実践課題テーマであるとみるものである。そのため、本会は、上記の取り組みを志しとする世界各国の教員たちとの相互研修を尊重する。また、日本で教師成長発達の実践研究を推進すると共に、東アジア国際大会はじめ、また世界の教師が連携可能となる「臨床的教師研修会」の開催や「国際授業研究大会」も実施する。

<具体的内容>

- ①国際大会は主に「授業研究大会」とする。また隔年(または通年も可)実施を予定とし、当該国の学会の同時開催で実施してもよいものとする。また各国の教師の子どもや教育観の違い、研究・研修、学会参加の考え(準備、参加費、流れ等含)の違いなども認め合い、<分かちあい>により異質同士が共存できる方向を重視する。(授業研究の連携研究は、別途規定とする)。
- ②それぞれの(国の)学会員メンバーの自主的研修会活動は、自由に工夫するものとする。またそれとは別に、会員による支部や各地域単位などの自主的研修会等の活動は、自由に尊重する。また少数メンバーのサークル的活動の尊重も準じる。それら取り組みは、学会HPに事前に掲示や、事後まとめもあげることができる。重要なことは、メンバー教員による自主的・自発的研修の日常的な取り組みである。また、研修と研究の推進では、さまざま会員と参加者の「自由で、創造性溢れるアイデア、企画や提案」など最大限生かすものとする。
- ③大会また研修会は、全会員が「こんなに楽しく<学びあい>、役立ち、また、楽しく交流する学会は、初めてだ!」と感動し、また、自分と他者を大切にする「臨床的教師研修会」を目標とする。そのため、<分かちあい>による授業研究・研修はじめ、この方法をあらゆる臨床教育課題の解決と克服のためにも適用し、会員相互の研鑽と自己肯定(自己実現)をすすめ、自他の成長を喜び合う交流懇親会も大切にする。
- ④学会の各研究会・研修会の運営費等は、その会員また参加者の参加費によりとりくまれる。それにより、各参加者および学会の自立性、普遍性を維持し、また参加者による互惠の関係を育成する。
- ⑤学会また研究・研修など諸活動においても、会員相互のプライバシー、また児童生徒また学校

および関係者のプライバシー保護大切にし、活動報告も大切にする。

(⑥補) 病理的慢性的疲労・精神的疾患・バーンアウトなど精神科医等による診療中の場合は、ドクターによる参加可能許可診断書を提出、安静参観を基本とし、回復ヒントを学ぶとする。

5. 活動の情報連絡について

第9条 本会は、常に最先端の情報インフラを活用し、新しい学会のあり方をつくり出すことを大切に
する。そのため、進化する情報インフラにとり組め改善発展していける<分かちあい>研究チ
ームの活動を尊重する。

①臨床的教師研修学会（略して、臨教研）のホームページ作成、管理、運営

・会の活動、連絡、情報資料等保存は、ネットを中心とする。

②学会専用、会員相互の SNS の作成

・会員相互の端末器機、skype 等、工夫発展を図る

③端末機器を用いた「臨床的教師研修」も、日常的にとりくむ。

④学会構成員による「優れた授業」「工夫豊かな授業」は、実践記録(資料・録画)とし保存、
<学会授業記念館>データベースとして、皆が活用参観できるようにする。

(＊プライバシー保護を大切に。また、3D アバター変換も試みる)

⑤ネットインフラを生かした「遠隔による授業研究」「教材開発」、また「教職学生および教育実習
学生の手による授業研修」や「子どもたち生徒たちの手による自学システム」等の開発支援と
実践研究も重視する。

6. 会員および役員、任務、総会

第10条 本会の会員は「正会員」、「名誉会員」および「賛助会員」とする。入会条件は、<分かちあい>
方式の大会・研修の参加者また学習受講者とする。また<分かちあい>方式の賛同、尊重する者と
する。

①小島会長の講演研修・授業指導(参観含)等を承けた者、また、それに準じる研修の体験を持つ者。

②、①の体験者が、本会会員に適格として推薦できる者。(②は推薦者一名を、必要とする。)

③名誉会員は、本会の運営や推進また若手育成など功績のある者で、理事会が推薦し、総会で承認
とする。(名誉会員は、正会員と同等の権利を有する)。

④賛助会員は、本会の事業への財政的援助や特別配慮等で貢献した者で、総会で承認した者。

⑤会員は、本会の会則また規約に反した時、または本会の名誉や信用を損なう行為をした際は、
理事会また総会において除名とする。

⑥なお、WEB による「新しい会員メンバー(少年・外国等含)」への対応等は、今後、検討とする。

第11条 学会理事は、会員による互選から選出される。理事は、若い会員を優先的に選出し活躍する場
とする。年配者等は、若い会員への補佐役やアドバイザーとして活躍する方式とする。(学会
員の相互支援育成機能性を、理事会の柱とする。理事会規定は、別に定める。)

7. 会費（会計）

第7条 本会経費(学会費)は、会員の入会金、会費、寄付金、または補助金によってあてられる。学生会員また名誉顧問、また、特別理由の生じた会員には特例措置を設ける。

- ① 入会金 ・一般 2,000 円
- ・学生／高校生 500 円

- ② 2年間会費「一律 4000 円」

第8条 本会の「研究大会費」また「各研修会費」は、開催主催者が、研修会会場確保や諸条件などにより、よく検討し定めるものとする。また、学生たちが参加しやすい参加費もよく検討する。

8. 会則の改正

第9条 本会規約の改正は、会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 1 本会規約は、2011年8月27日より施行とする。